

境島村景観重点区域における届出対象行為は次のとおりとします。

■届出対象行為

行 為	届 出 対 象	
建築物の建築等 (建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更)	全ての建築物 ただし、以下のものを除く (1) 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が 10 m ² 以下のもの (2) 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が 10 m ² 以下のもの (3) 改築で、外観の変更を伴わないもの	
工作物の建設等 (工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更)	①さく、塀、擁壁の類	高さ 0.6mかつ長さ 2 m を超えるもの
	②電波塔、物見塔、装飾塔の類 ③煙突、排気塔の類 ④高架水槽、冷却塔の類 ⑤鉄筋コンクリート・金属製の柱の類 ⑥電線路又は空中線系(その支持物を含む。)	高さ(建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとする)が 4 m を超えるもの
	⑦観覧車等の類の遊戯施設 ⑧アスファルトプラント等の製造施設の類 ⑨自動車車庫専用の立体的施設 ⑩石油等の貯蔵・処理施設 ⑪污水处理施設等の類	高さ 4 m 又は築造面積 10 m ² を超えるもの
	⑫彫像、記念碑の類	高さ 4 m を超えるもの
	ただし、以下のものを除く (1) 高さ(建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計)が 4 m を超える新設で、当該行為に係る部分の高さが 1.5m 以下のもの (2) 改築又は増築で、高さが当該行為前の高さ以下のもの (3) ①～⑫の建設等で、外観の変更を伴わないもの	
開発行為	面積が 500 m ² を超えるもの又は高さ 1.5m、かつ、長さ 10m を超える法面若しくは擁壁を生ずるもの	